注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

１．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物　15年

その他の有形固定資産　５～20年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

２．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、期末における要支給額の全額を計上しております。

なお、出向職員に係る退職給付については、出向元において退職金が支給されるため計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額については、国からの出向役職員に係る自己都合による期末退職手当所要額と期首退職手当所要額の差額を計上しております。

３．引当金の計上基準

賞与引当金及び役員賞与引当金

役職員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

４．法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準

支払備金

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）第24条の規定に基づき、支払義務が発生した保険金等のうち、まだ支出していない金額を計上しております。

ただし、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第28条第２項の規定に基づき、再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金は、積み立てておりません。

５．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

６．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成21年３月末利回りを参考に1.340％で計算しております。

７．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表関係

１．有価証券関係

⑴　満期保有目的の債券で時価のあるもの　（単位：円）

区　分	種　類	貸借対照表計上額	決算日における時価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債・地方債等	159,990,964	160,572,000	581,036
	小　計	159,990,964	160,572,000	581,036
合　計		159,990,964	160,572,000	581,036

⑵　満期保有目的の債券の今後の償還予定　（単位：円）

区　分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
国債・地方債等	—	160,000,000	—	—
計	—	160,000,000	—	—

２．再保険契約に係る注記事項

⑴　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第26条第７項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の額：

96,051,774,794,292円

⑵　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第28条第２項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金の額：

1,182,587,812,132円

⑶　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第29条第３項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の額

平成21年６月30日現在、契約者配当に係る「保険料の算出方法書」の総務大臣への変更認可申請が未済のため、契約者配当準備金の額は記載していません。

Ⅲ．損益計算書関係

再保険契約に係る注記事項

１．独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第26条第７項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の戻入額：

8,065,385,861,729円

２．独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第28条第２項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金の繰入額：

277,019,173,409円

３．独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第29条第３項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の繰入額

平成21年６月30日現在、契約者配当に係る「保険料の算出方法書」の総務大臣への変更認可申請が未済のため、契約者配当準備金の繰入額は記載していません。

Ⅳ．キャッシュ・フロー計算書関係

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	368,140,569円
（定期預金）	△120,000,000円
資金期末残高	248,140,569円

２．委託会社との主な相殺取引に係る説明事項

契約者等との保険料収入、保険金支払及び貸付金等に係る取引について、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）第16条に規定する再保険契約及び同法の規定に基づく借入金に関する契約により、株式会社かんぽ生命保険との間で同額の債権債務及び収益費用が発生し、互いに相殺される仕組みとなっております。

このため、上記の取引については、キャッシュ・フローは生じません。

Ⅴ．行政サービス実施コスト計算書

引当外退職給付増加見積額は、国からの出向役職員に係るものであります。

Ⅵ．重要な債務負担行為

該当事項はありません。

Ⅶ．重要な後発事象

該当事項はありません。